

商品委託販売契約書

(以下甲という)を委託者とし、特定非営利活動法人 高砂物産協会(以下乙という)を受託者とし、以下の通り販売委託契約(以下本契約という)を締結する。

第1条(目的)

甲は乙に対し、商品の販売を委託し、乙はこれを受託した。
商品の目録は別途個別契約書を作成するものとする。

第2条(業務)

乙は、商品の販売・販売代金の回収を行うものとする。

第3条(販売価格)

乙は、甲の指定する販売価格により商品を販売するものとする。

第4条(手数料)

甲が乙に対して支払う手数料は、雑貨商品販売価格の20%、CD・チケットについては10%とする。
(その他これに当たらず例外となる場合もある。)
商品の販売・保管に必要な経費については乙の負担とする。
商品の納入・返納に必要な経費については甲の負担とする。
その他必要な経費が生じた場合は、甲・乙協議の上定める。

第5条(代金の支払い)

乙は毎月月末までの販売分の手数料を差し引いた額を、翌月15日までに店頭現金にてお支払する。

第6条(商品管理)

乙は、甲から納品された商品を責任もって管理し、委託期間満了時には速やかに返納するものとする。

第7条(瑕疵)

甲は、乙を通じて販売する商品に瑕疵がある場合、其のすべてを事前に通達するものとする。
通達されていない瑕疵が認められた場合、その担保の責任、直ちに代金減額または、代替品の納入もしくは修理並びに客先の被った損害につき賠償の責任を負う。

第8条(守秘義務)

甲及び乙は本契約履行上、知り得た相手方の営業上の機密、商品販売及び製造技術上の機密・情報を第三者に漏えいしてはならない。

第9条(契約期間)

本契約の有効期間は締結の日から1年間とし、契約満了の1か月前までに甲・乙のいずれからも書面による意思表示の無い限り、自動的に更新されるものとする。

第10条(契約の解除)

甲及び乙は、次の各号の一に該当した時は、いずれの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。
(1)本契約または個別契約の条項に違反し相当の期間を定め是正を催告したにもかかわらず、当該期間内には是正を行わないとき。
(2)債務不履行により、差押、仮差押、仮処分などの強制執行を受けたとき。
(3)破産、会社更生法の申立及び民事再生法手続きの申立がなされたとき
(4)監督庁から営業取消、営業停止等の処分を受けた時。

第11条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

この契約は平成27年3月31日まで 特定非営利活動法人 高砂物産協会の管理 有効とする。

以下、本契約の成立を証すため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

印

印